



<連載企画> 私たちのまちのメンタルヘルスケア活動 ⑩

松山赤十字病院の周産期メンタルヘルスケア

永井美緒（松山赤十字病院精神科・心療内科）

当院は愛媛県の県庁所在地松山市にある急性期病院で、地域周産期母子医療センター、助産施設の認定を受けています。近隣に常勤精神科医がいる分娩取扱医療機関が少ないこと、また県内唯一有床精神科がある愛媛大学医学部附属病院が松山市外にあることから、メンタルヘルスケアが必要な方の出産が増えています。

当院では、まず妊婦健診時の保健指導で、出産や子育てについて助産師が問題点を整理します。その中で精神的不調がある場合は、妊婦健診と同日に当科が併診します。既に他院精神科で治療中の妊婦には、一度当科にも受診してもらい周産期の支援体制を確認（有床精神科やかかりつけ精神科との連携について相談）しています。出産後の健診や児の予防接種等で気づかれた産後の精神症状に対しても、育児が概ね軌道に乗るまで当科で診療しています。支援者不足の方が多いので、児の予防接種や健診と同日に当科も再診したり、育児の悩みは小児科へ連携して専門的な助言や対処を受けられるようにしています。また、当科受診を要さない妊産婦については心理職が支援しています。

さらに多職種支援が必要な妊産婦については、出産準備や育児支援についてカンファレンスも実施しています。出産に関わる産婦人科医・助産師、児の診療に関わる小児科医・看護師、メンタルヘルスの立場から精神科医・心理職、経済面や連携に関して社会福祉士、地域で支える行政職（保健師・保育士・児童福祉司等）、必要に応じて訪問看護師等が参加して活発な議論を交わしています。このように、当院では地域の方々と共に、赤ちゃんの健やかな成長を応援する多職種でのメンタルヘルスケアを提供しています。



成育医療センターケースカンファレンスでは、当院職員、居住地区の行政職員、児童相談所職員等が一堂に会し、情報共有をしたり、支援について検討したりしています。

周産期メンタル

ミニ情報

③

産後パパ育休の創設と育児休業分割取得等について

2022年、産後パパ育休（①②③）が創設された理由は、男性の育児取得を推進するためと女性の離職率を低下させるためです。①分割取得：子供の出生後8週間以内に最長4週間取得できます（2回に分割可）。育児休業を使えば最大4回に分け休業取得する事ができます。②休業中の就業：就業の手続きにより、就業することができます。③出生時育児休業給付金：産後パパ育休・育児休業中は、支給があります。開始から180日間は賃金の67%（社会保険料免除分を含めると実質8割）それ以降は50%が支給され、社会保険も免除されます。**2025年度から両親が共に14日以上育児休業を取った場合（最大28日まで取得可）、給付は10割に拡充されます。**父親の育児休業は、母親が専業主婦や育児休業中でも取得できます。また、産後の母親は心身共に不安定になる事が多く、若い兄弟がいる場合、育児はさらに大変です。イクメンとしてのメリットは、家庭が安定するだけでなく、子どもの成長を間近に感じられる等があげられます。育児休業を理由とする不利益な取り扱いの禁止やハラスメント防止措置が義務付けられているので、安心して取得してください。さらに、2010年からの「パパ・ママ育休プラス」により、両親が共に育児休業をとる場合、要件を満たせば休業可能期間は子が1歳2か月に達するまで延長されます。1人当たりの育休取得可能最大日数は1年間です。（評議員/高馬章江）

第20回学術集会

少子化時代の周産期メンタルヘルス 一人ひとりを大切に診る

2024年10月26/27日

TFTホール西館2F（東京都江東区）

大会長・牧野真太郎

（順天堂大学医学部附属浦安病院産婦人科教授）

・一般演題の応募期間は6月30日までです！

・プログラム/日程表 <https://procomu.jp/pmh2024/>

企画・発行：日本周産期メンタルヘルス学会 情報関連委員会

当学会では会員の皆様にとって有用な情報をニュースレターで取り上げていきます。ご意見やご要望がありましたら事務局までお知らせください。